

令和7年富良野市教育委員会第10回定例会

開催年月日	令和7年10月27日（月） 午後16時00分開会
開催場所	富良野複合庁舎 2F 教育長室
出席委員	教育長 近内栄一 委員 宮本鎮栄 委員 津山正樹 委員 渡邊啓子 委員 木村譲
欠席委員	なし
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 佐藤保 生涯学習センター所長 澤田健 教育支援課主幹（指導主事） 富岡尚平 こども未来課主幹（こども計画担当）猪股俊弘 教育支援課管理係長 小林悟司
議事日程	日程第1 会期の決定について 日程第2 議案第1号 児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 議案第2号 富良野市郷土芸能伝習館設置条例の廃止について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 渡邊委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後16時00分

近内教育長

只今より令和7年第10回富良野市教育委員会定例会を開会いたします。
会議録署名委員には 渡邊委員にお願い致します。
次に、教育長事務報告をお願いします。

佐藤部長

令和7年9月29日から令和7年10月26日までの教育長事務報告を行います。
9月29日、鳥沼小、麓郷小中、富良野西中学校の学校訪問をしております。
また同日に委員協議会、定例会に出席しております。
9月30日、図書館にて学校経営研修会に出席しております。
10月1日、生涯学習センターにて、上教研南部地区研修大会に出席しております。
10月2日、オンラインにて、上川管内公立小中学校教職員人事推進会議に参加しております。
10月3日、複合庁舎にて、教頭会に出席しております。
同日、部活動地域展開検討委員会に出席しております。
10月4日、麓郷小中学校の学芸会に訪問しております。
10月7日、図書館にて臨時校長会に訪問しております。
10月9日・10日名寄市にて、上川管内教育委員連合会教育長部会研修会に出席しております。
10月14日、札幌市にて北海道教育委員会要請活動をしております。
10月16日～17日網走市、北海道公民館大会網走大会に出席しております。
10月21日、旭川市において、上川管内教育委員委員研修会に出席しております。
10月22日、複合庁舎にて富良野市音楽発表会に出席しております。
10月24日、図書館にて富良野地区こども発達推進研修会に出席しております。

近内教育長

只今の教育長事務報告について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

『各委員より「なし」の声』

近内教育長

無ければ、次に進みます。
これより 議題に入ります。
日程第一 会期の決定についてお諮り致します。
会期については、本日一日と致したいと存じます。これにご異議ございませんか。

『各委員より「異議なし」の声』

近内教育長

ご異議なしと認めます。

よって 只今お諮りのとおり決しました。

日程第二に移ります。

議案第1号を議題といたします。

議案第1号「児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を説明願います。

佐藤部長

議案第1号児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、「児童福祉法」の一部改正に伴い、引用する条例にズレが生じることに加え、保育所等を利用する乳幼児の健康診査の代替を可能とする規定の追加及び国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追ってご説明申し上げます。

第1条は、「児童福祉法」の改正により、引用する条項にズレが生じるための整理を行うとともに、保育所等の利用で義務付けられている、乳幼児の健康診査について、母子保健法に基づく健康診査をもって代替することができる規定を追加し、合わせて、地域限定保育士を保育士としてみなす規定を追加しようとするものでございます。

第2条は、「児童福祉法」の改正により、引用する条項にズレが生じるため、整理しようとするものでございます。

第3条は、地域限定保育士を保育士としてみなす規定を追加し、合わせて、「児童福祉法」の改正により、引用する条項にズレが生じるため、整理しようとするものでございます。

第4条は、「児童福祉法」の改正により、引用する条項にズレが生じるための整理を行い、合わせて、地域限定保育士を保育士としてみなす規定を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、令和7年10月1日から適用しようとするものでございます以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

『各委員より「なし」の声』

近内教育長

無ければ、議案第1号について同意することに、ご異議ございませんか。

『各委員より「異議なし」の声』

近内教育長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。
近内教育長	議案第2号を議題といたします。 議案第2号「富良野市郷土館芸能伝習設置条例の廃止について」を説明願います。
佐藤部長	議案第2号 富良野市郷土芸能伝習館設置条例の廃止についてご説明申し上げます。 本件は、富良野市郷土芸能伝習館設置条例の廃止に伴い、条例を制定しようとするものでございます。 条例の施行日は、令和8年4月1日からとしようとするものでございます。 以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
近内教育長	只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	《質疑・応答》
近内教育長	無ければ、議案第2号について同意することに、ご異議ございませんか。
	《各委員より「異議なし」の声》
近内教育長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。 以上で、本日の議事はすべて終了致しました。 これをもって令和7年第10回富良野市教育委員会定例会を閉会いたします。 ご起立願います。礼。

閉会 午後16時30分

教育長 近内栄一

署名委員 渡邊啓子